被災ローン減免制度　利用の流れ

（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）

家ば建て直したかばってん、また住宅ローンば借るっと二重になるばい…



①着手同意の申出

➢ 借りている金額（残高）が一番大きい金融機関等（メインバンク）へ申し出ます。

➢ 金融機関等の窓口で「**『被災ローン減免制度』を利用したいです！**」と伝えてください。

金融機関等

②同意書の発行

お店ば再開したかばってん、また事業ローンを借りるとキツか…

➢ 金融機関等は、利用要件を満たさないことが明らかな場合を除いて、１０営業日以内に、同意書を発行することになっています。

➢ 同意書が発行されない場合は弁護士へご相談ください（下記の弁護士相談へ）。

同意書もらったばってん、次どぎゃんすっと？



③委嘱依頼の申出（同意書も添付）

➢ 「委嘱依頼書」の書式は、熊本県弁護士会のＨＰに掲載されています。

➢ 提出方法は、①ご持参、②ご郵送、③FAX（後日郵送も必要です）のいずれでも結構です。①の受付時間は平日９時～17 時です。

熊本県

弁護士会

④委嘱通知（ご連絡）

自分で銀行と交渉すっとは難しかな…

➢ お申し出頂いてから２～３週間後に、ご担当する弁護士（登録支援専門家）からご連絡致します。

➢ その後の具体的な手続は、弁護士（登録支援専門家）が支援します（**無料**です）。



登録支援専門家

- **弁護士へのご相談（無料）**
 面談相談：０９６-３２５-０００９（要予約）
 ※同意書が発行されないなどの着手申出に関する苦情・相談については各団体の窓口においても受付けています（http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline_qa.pdf　末尾の苦情・相談受付窓口）。
- **委嘱依頼の申出、問合先**
 熊本県弁護士会　〒８６０－０８４４　熊本市中央区水道町９－８
 TEL：０９６－３２５－０９１３　FAX：０９６－３２５－０９１４



⑤債務整理申出

- 弁護士（登録支援専門家）と打合せをしながら、全ての金融機関等に対して、債務整理の申出をします。
- 弁護士が、書類の作成支援等をしますので、被災者の方のご負担は大きくありません。
- 債務整理の申出をした後は、金融機関等への返済をストップ（停止）することになります。
- 金融機関等との協議は、直接には、登録支援専門家が行いますので、ご安心ください。

金融機関等



登録支援専門家

⑥調停条項案の提出

- ①財産の処分方針、②金融機関等への弁済内容等を協議して、「調停条項案」という形で提出します。
- 弁護士（登録支援専門家）が、「調停条項案」の作成支援、金融機関等との協議を行いますので、ご安心ください。

⑦調停条項案同意書の発行（⑥から１か月以内）

- 「調停条項案」に同意する場合は、金融機関等は、同意書を発行します。



⑧特定調停の申立て

- 簡易裁判所に特定調停の申立てをして、金融機関等が同意した「調停条項案」の内容を確認して、金融機関等・被災者の全員の同意があれば、調停成立です。
- 弁護士（登録支援専門家）が、簡易裁判所への申立書類の作成支援等を行います。
- 発災当時に住んでいた市町村等が、災害救助法の適用を受けていれば、簡易裁判所への申立手数料は不要になります（郵便切手代が数千円程度かかります。）。

簡易裁判所



登録支援専門家

成立